

東京地方裁判所 平成●●年(〇〇)第●●号 所得税更正処分取消等請求事件
国側当事者・国(渋谷税務署長)
平成23年6月14日棄却・控訴

判 決

原告	甲
同訴訟代理人弁護士	大塚 正民
同補佐人税理士	石塚 洋一 丹菊 博仁
被告	国
同代表者法務大臣	江田 五月
処分行政庁	渋谷税務署長 小島 安雄
同指定代理人	荒井 秀太郎 黒見 知子 嶺山 登 坂井 一雄 森 光明 梶 昌宏

主 文

- 1 原告の請求をいずれも棄却する。
- 2 訴訟費用は原告の負担とする。

事 実 及 び 理 由

第1 請求

渋谷税務署長が原告に対して平成20年6月30日付けでした平成17年分及び平成18年分の所得税の各更正処分のうち、平成17年分の所得税の更正処分については総所得金額6億1400万3571円、納付すべき税額1億0535万6300円を超える部分、平成18年分の所得税の更正処分については総所得金額22億6921万1188円、納付すべき税額4億4128万円を超える部分並びに渋谷税務署長が原告に対して同日付けでした平成17年分及び平成18年分の所得税の各過少申告加算税賦課決定処分をいずれも取り消す。

第2 事案の概要

1 事案の要旨等

本件は、Aというリミテッド・パートナーシップ形式によるファンド(以下「本件ファンド」という。)のゼネラルパートナーであるB(リミテッド・ライアビリティ・カンパニー形式の法人。以下「本件LLC」という。)に出資している原告が、平成17年分及び平成18年分の所得税の確定申告に当たり、本件ファンドから本件LLCにいわゆるインセンティブとして配分さ

れた金額のうちの原告の持分相当額（原告に再配分された額。以下「本件インセンティブ再配分」という。）の全部又は一部につき、各会計年度末又はTメンバーズの決定した時に、本件LLCの各構成員が書面により払戻しの請求をすることができる旨の2004年（平成16年）12月31日付けU（本件LLCの構成員間の取決めを定めたもの。乙第10号証。以下「本件LLC契約書」という。）の定めに従って原告が払戻しの選択をし、実際に払戻しを受けた額を配当所得として申告をしたところ、処分行政庁から、各年分の所得税につき、本件インセンティブ再配分の全額が配当所得に該当するものとして各更正処分（以下「本件各更正処分」という。）及び各過少申告加算税賦課決定処分（以下「本件各賦課決定処分」といい、本件各更正処分と併せて「本件各更正処分等」という。）を受けたため、本件各更正処分のうち当初の申告額を上回る部分及び本件各賦課決定処分の取消しを求める事案である。

2 前提事実（争いのない事実、顕著な事実並びに掲記の証拠及び弁論の全趣旨により容易に認められる事実）

(1) 原告

原告は、平成20年12月17日までは、東京都渋谷区に住所を有する我が国の居住者であった。

(2) 本件ファンド及び本件LLCについて

別紙1のとおり（以下、同別紙で定義した略語を本文中においても使用する。）

(3) 本件インセンティブ再配分の額

各会計年度の本件インセンティブ再配分の額は次のとおりである。（乙6）

2004（平成16）会計年度	548万5401.24米ドル
2005（平成17）会計年度	2007万3778.04米ドル
（2006（平成18）会計年度	1275万8303.16米ドル）

(4) 本件インセンティブ再配分の一部の払戻し等の手続

ア 2005会計年度の本件インセンティブ再配分の金額の一部の払戻し手続について

(ア) C（以下「C」という。）の担当者は、平成17年12月29日、原告に対し、2005会計年度の本件インセンティブ再配分に係る払戻金額が5億円をよいか尋ね、また、インセンティブ再配分を払い戻す場合の送金先の金融機関等について確認した。

(イ) 原告は、同日、Cの担当者に対し、2005会計年度の本件インセンティブ再配分のうちの60%を引き出したい旨、最終決定された本件インセンティブ再配分の確定額が足りるのであれば、1200万米ドルを払い戻したい旨及び送金先の金融機関をDとしてほしい旨を伝えた。

(ウ) 原告は、同日、Cの担当者が上記(イ)の情報を受け取ったかどうかの確認及びいつごろ払戻しの準備が整うかの確認を求めたところ、Cの担当者は、同月30日、当該情報を受信したことを確認する旨と払戻金を来週には送金できる旨回答した。

(エ) 平成18年1月5日、Dの原告名義の米ドル普通口座に1200万米ドルが送金された。

イ 2006会計年度の本件インセンティブ再配分の金額の一部の払戻し手続について

(ア) 原告は、平成19年1月11日付けで、Cの担当者から、2006会計年度の本件インセンティブ再配分の金額が1275万8297米ドルである旨、本件インセンティブ再配分の金額を円クラス、米ドルクラスでどのように配分するか及び現在の原告の本件ファ

ンドにおける持分の90%弱が円クラスであり、残りは米ドルクラスになっている旨の連絡を受けた。

(イ) 原告は、上記(ア)の連絡を受けた後、Cの担当者に対し、2006会計年度の本件インセンティブ再配分のうち50%は払い戻し、残りは円クラスに配分してほしい旨を伝えた。

(ウ) Cの担当者は、同月12日、原告に対し、2006会計年度の本件インセンティブ再配分のうち50%を、日本円で原告名義のE口座に送金する旨連絡した。

(エ) 原告は、同日、上記(ウ)の連絡に返信して、米ドルで送金してほしい旨、送金先の金融機関をDに変更してほしい旨を連絡した。

(オ) 同月24日、Dの原告名義の米ドル普通口座に631万3184.62米ドルが送金された。

(5) 本件各更正処分等に至る経緯

ア 原告は、平成17年分及び平成18年分の所得税の確定申告書（以下、平成17年分の所得税の確定申告書を「17年分確定申告書」といい、平成18年分の所得税の確定申告書を「18年分確定申告書」という。）を、いずれも法定の期限までに処分行政庁に提出して、平成17年分及び平成18年分の所得税の確定申告をした。これらの確定申告の内容は、別紙2及び別紙3の各「確定申告」欄のとおりである。

イ 処分行政庁は、平成20年6月30日付けで、本件各更正処分等をした。本件各更正処分等の内容は、別紙2及び別紙3の各「更正処分等」欄のとおりである。

ウ 原告は、平成20年8月20日付けで、処分行政庁に対し、本件各更正処分等に対する異議申立てをしたが、処分行政庁は、同年10月17日付けで異議申立てをいずれも棄却する旨の決定をした。

エ 原告は、平成20年11月13日付けで、国税不服審判所長に対し、上記ウの異議決定を経た本件各更正処分等に対する審査請求をしたが、国税不服審判所長は、平成21年11月6日付けで、審査請求をいずれも棄却する旨の裁決（以下「本件裁決」という。）をし、本件裁決の裁決書謄本は、同月11日に原告代理人に到達した。

(6) 原告は、平成22年5月7日、本件訴えを提起した。（顕著な事実）

3 被告が主張する本件各更正処分等の根拠等

(1) 被告が主張する原告の平成17年分及び平成18年分の所得税額等の計算は別紙4のとおりである（以下、同別紙で定義した略語を本文中においても使用する。）。なお、後記4の争点に関係する部分以外の所得税額等の計算については当事者間に争いが無い。

(2) 本件各更正処分の適法性

被告が主張する原告の平成17年分及び平成18年分における納付すべき税額は、別紙4の1(4)及び2(4)のとおり、それぞれ、

平成17年分 2億0521万0100円

平成18年分 7億9070万5500円

であるところ、当該各金額は、本件各更正処分における納付すべき税額といずれも同額であるから、本件各更正処分はいずれも適法である。

(3) 本件各賦課決定処分の根拠及び適法性

上記(2)のとおり、本件各更正処分はいずれも適法であるところ、本件各更正処分により新

たに納付すべき税額の計算の基礎となった事実に関して、本件各更正処分前における税額の計算の基礎とされなかったことについて国税通則法65条4項に規定する正当な理由があるとは認められない。

したがって、本件各更正処分により原告が新たに納付すべきこととなった税額を基礎として、次のとおり計算して行った本件各賦課決定処分はいずれも適法である。

ア 平成17年分 998万5000円

上記金額は、平成17年分の所得税の更正処分により原告が新たに納付すべきこととなった税額9985万円（国税通則法118条3項の規定により、1万円未満の端数を切り捨てた後のもの。以下同じ。）を基礎として、これに同法65条1項の規定に基づき100分の10の割合を乗じて算出した金額である。

イ 平成18年分 3494万2000円

上記金額は、平成18年分の所得税の更正処分により原告が新たに納付すべきこととなった税額3億4942万円を基礎として、これに国税通則法65条1項の規定に基づき100分の10の割合を乗じて算出した金額である。

4 争点

本件の争点は、本件インセンティブ再配分を配当所得として収入計上するに当たり、本件インセンティブ再配分の全額を配当所得とすべきか、本件インセンティブ再配分のうち実際に払戻しを受けた金額を配当所得とすべきかである。

5 争点に関する当事者の主張の要旨

(1) 被告

ア(ア) 所得税法36条1項は、「その年において収入すべき金額」をその年の収入金額と定めているが、この収入すべき金額とは、まだ収入がなくても、収入すべき権利の確定した金額をいうと解すべきである。

(イ) インセンティブ配分は、本件ファンドの運営に携わるゼネラルパートナー（本件LLC）に対し、本件ファンドの資産運用による各リミテッドパートナーの資本価値の純増加という功労に報いるものとして当該業績である資本価値の純増分の一部を移転するものといえ、本件ファンドの資産運用の結果、パートナーシップ比率に基づき各パートナーの資本勘定に配分される、いわゆる本件ファンドの運用益又は損失とは、その性質を異にするものである。また、ゼネラルパートナー（本件LLC）へのインセンティブ配分については、その全額が各会計年度末に決定され、その後の本件ファンドの資産運用の結果、損失が生じたとしても、それ以前に決定されたインセンティブ配分の金額の減額又は返還を要するものではないし、ゼネラルパートナー（本件LLC）は、インセンティブ配分の金額が決定された翌会計年度以降において、いつでもその全額を払い戻すことができる。

本件LLCから各構成員へのインセンティブ再配分については、本件ファンドから本件LLCに対するインセンティブ配分の時期と同時期の各会計年度末に本件LLCの各構成員のインセンティブ割合に基づき、各構成員に再配分され、各構成員のX資本勘定に貸方計上される。この場合、本件LLCの構成員に対しては、本件LLC契約書の項目3.05に定めるインセンティブ割合に従って各構成員へのインセンティブ再配分が行われるが、当該インセンティブ割合は、各構成員の出資額に基づく比率とは関係なく定められた一定の割合であるから、本件ファンドから本件LLCへのインセンティブ配分が行われ

ると、ほぼ自動的に本件LLCから原告を含む当該構成員に対するインセンティブ再配分の金額が決まることとなる。そして、各構成員は、本件LLCの会計年度末において、インセンティブ再配分の金額の全部又は一部について、本件LLCにその払戻しを請求することができる。

(ウ) 本件インセンティブ再配分の払戻しについて、原告が本件LLCから払戻しを行った具体的な方法やその経緯に鑑みれば、原告は自らの意思に基づいて、本件インセンティブ再配分の金額のうちの一部を払戻すこととしてその金額を決定しており、原告が払戻しを申し出た金額については、本件ファンドの管理を行っているCの担当者から、払戻しを断られることなく、いずれも遅滞なく送金されている上、本件インセンティブ再配分の全額の払戻しを請求することができないとする規定もないことが認められ、原告が本件LLCに対して、本件インセンティブ再配分の全額の払戻しを請求することが可能であったことが認められる。また、本件インセンティブ再配分の金額のうち払戻しを選択しなかった金額についても、原告が自ら明示又は黙示に再投資の指示を行い、日本円による投資ができるようになってからは原告が米ドルによる投資をするか日本円による投資をするかを指示していることからすれば、原告自身がその処分権限を有し、継続して管理していたと認めることができる。

(エ) これらによれば、本件インセンティブ再配分の金額は、本件LLCからその出資者（構成員）である原告に対し、その出資者（構成員）としての地位に基づき、本件LLC契約書に定められたインセンティブ割合に応じて配分されるものであるから、所得税法24条に規定する配当所得に該当する。そして、原告において本件インセンティブ再配分の金額の払戻しの権利を獲得したといえる時期、すなわち、本件インセンティブ再配分の金額の収入すべき時期は、本件インセンティブ再配分の金額が発生した本件LLCの会計年度が終了した後である当該会計年度の翌会計年度の初日であると解すべきである。

イ(ア) 原告は、本件LLCが米国内国歳入庁に提出したForm 1065の別表K-1（以下「K-1」という。）の記載を根拠として、実際に払い戻された金額のみが課税対象となると主張するが、K-1は米国内国歳入庁への情報申告のために作成された書類であり、米国における連邦所得税と我が国における所得税が基本的には別の法律に基づいて課されるものであることからすれば、K-1の記載が本件LLCから原告に対し現実に払い戻された額に限り課税対象となることの根拠となるものではない。

(イ) また、本件LLCの資本勘定の金額は、V資本勘定、W資本勘定及びX資本勘定の3つの資本勘定の合計額であり、インセンティブ配分については本件LLCに配分された後に各構成員のX資本勘定に再配分されるが、その後については、本件LLCの契約上、当該再配分された金額を本件LLCの資本金として出資したり、本件ファンドに再投資したりしなければならないような義務は各構成員に課されておらず、各構成員の意思に関係なく本件LLCの資本金に組み入れられることや本件ファンドの出資金となることはない。したがって、インセンティブ再配分がされた時点で、その全額について各構成員が自由に処分可能な払戻請求権が発生するのであり、当該金額の全額が配当所得の収入すべき金額となる。なお、本件LLC契約書の項目3.06(b)には、インセンティブ再配分がV資本勘定の貸方金額を増加させる旨の規定はない。また、原告は、本件インセンティブ再配分の金額を含む本件LLCに対する投資資本の全額についての払戻しを受けられる権利

は未実現の権利であると主張するが、上記のとおり、本件インセンティブ再配分の金額は未実現の利益であるとはいえない。原告が払戻しを選択しなかった金額は、原告の判断で再投資が行われているというべきである。

ウ(ア) 本件インセンティブ再配分の額は所得税法24条1項の配当所得に該当するのであり、同法25条のみなし配当所得に該当するものではないから、同条の適用又は準用をいう原告の主張は失当である。

(イ) 本件インセンティブ再配分が配当所得として課税されるかどうかは、基本的には所得税法24条又は25条に規定する配当所得又はみなし配当所得に該当するかどうかで判断すべきであるから、本件LLCが我が国税法上における法人に該当するとしても、会社法上のいずれの種類に類する法人に類似するかを当該判断における判断要素とする必要はなく、また、本件LLCが我が国の株式会社や合同会社と類似しているとして、それを前提として当該判断をしなければならない理由もない。本件インセンティブ再配分が発生した平成17年末又はその収入計上時期である平成18年初日においては、我が国の合同会社の制度は創設されておらず、法的に存在していない合同会社と本件LLCとの類似性を前提に本件インセンティブ再配分の配当所得該当性を判断しようとするに合理性はない。

(ウ) なお、本件LLCを我が国の合同会社と同視すべきであるかという点をおくとしても、本件インセンティブ再配分は、観念上出資者の持分の変動として計算されるものの収益はいまだに法人に帰属している状態（損益分配）とは異なり、金銭その他の財産を出資者に分配する財産分配に当たるものであり、配当所得に該当するというべきである。

(2) 原告

ア(ア) 本件LLC契約書によれば、本件LLCの各構成員の投資資本 (investment capital) は、㊦ 各構成員の本件LLCに対する現金出資、㊧ 本件ファンドの当期純利益が本件LLCに配分された場合の本件LLCの各構成員への再配分、㊨ 本件ファンドから本件LLCに配分されたいわゆるインセンティブの各構成員への再配分というプラス項目と、㊩ 本件LLCから各構成員への現金分配、㊪ 本件ファンドの当期純損失が本件LLCに配分された場合の本件LLCの各構成員への再配分というマイナス項目からなるとされていることからすれば、本件インセンティブ再配分は、その全額が本件LLCに対する原告の投資資本の増加分になるというべきである。このことは、① 本件LLCが米国内国歳入庁に提出したK-1のN欄（パートナーの資本勘定分析）には、V資本勘定、W資本勘定及びX資本勘定を合わせたものと考えられる資本勘定という記載がされていること、② 本件LLC契約書の文言（本件LLC契約書の項目3.04(a)(i)には、各構成員のV資本勘定は、項目3.06(a)及び(b)に従い、当該構成員のV資本勘定に貸方計上される金額だけ増加するものとする旨記載されているが、項目3.06(a)は、ファンド純益はV資本勘定に貸方計上されるものとする定め、項目3.06(b)は、インセンティブ再配分は、構成員のX資本勘定に貸方計上されるものとする定めていることからすれば、結局ファンド純益及びインセンティブ再配分の貸方計上額は、そのまま各構成員の資本勘定を増加させることとなるというべきである。インセンティブ再配分がV資本勘定の貸方金額を増加させる旨の規約がないとしても、このような法律技術的なさまつな欠陥を問題とすべきではない。本件では、インセンティブ再配分が本件LLCの全体として

の資本勘定を増加させることが重要である。)、③ 本件LLC契約書項目4.03(a)は、K-1のN欄の「資本勘定」とある部分の全部又は一部に相当する部分を本件LLC契約書項目3.04(a)(i)にいう「本契約に従い当該構成員のV資本勘定から当該構成員に分配される現金の金額」とするための手続を定めていると解されることから明らかである。

(イ) そして、本件LLCの各構成員は、本会計年度末又はTメンバーズの決定した時という限定された時期にのみ本件LLCに対し払戻しの請求をすることができるのであり、原告の本件LLCに対する投資資本の期末残高は、次回の払戻請求可能時期までリスクにさらされた投資資本となっていることからすれば、本件インセンティブ再配分の金額を含む本件LLCに対する投資資本の全額について原告に払戻しを受けられる権利が生じているとしても、この権利は未実現の権利であり、その投資資本のうちから原告が払戻しの選択をした額につき、その後、実際に払戻しを受けた時点で収入すべき金額となると解すべきである。

インセンティブ再配分がされたあと、払戻しがされないままで、翌期にファンド純損が生じた場合、原告の資本勘定は減少せざるを得ないから、上記のような状態で本件LLCの清算がされた場合、本件インセンティブ再配分について減額された配分しか受けられないことになるのであって、本件インセンティブ再配分について払戻制限がないとの被告の主張は失当である。

イ(ア) 法人である本件LLCから本件LLCの構成員(いわば株主)である原告への分配(いわば配当)は、みなし配当課税が廃止された平成13年の税制改正後の配当課税の制度に従って取り扱われるべきである。すなわち、所得税法25条の準用により、本件LLCの資本勘定の減額を事由として、原告が本件LLCから金銭その他の資産の交付を受けた場合においては、金銭その他の資産は所得税法24条1項に規定する剰余金の配当、利益の配当又は剰余金の分配とみなすべきであり、本件では、本件LLCが、前期に未払償還金として計上し、当期に原告に対して支払われた受領償還金のみが当期の配当所得の収入金額となるべきである。

(イ) 合同会社については、会社法622条に基づき定款の定めに従った利益分配が行われても、同法621条による利益配当請求を行わない限り、合同会社の社員には配当所得課税がされないのであり、社員の合同会社レベルでの帰属金額の課税時期と社員の個人レベルでの帰属金額の課税時期とが明確に区別されているところ、本件LLCも合同会社と同視すべきであることからすれば、本件LLCの構成員である原告が利益配当請求を行わない限り、配当所得課税は生じないと解すべきである。本件インセンティブ再配分は、会社法622条に基づく合同会社の損益分配と同一である。上記イ(ア)の①、②及び③が会社法622条に基づく合同会社の損益分配に該当し、同④が会社法621条に基づく合同会社の利益配当に該当するのである。

第3 当裁判所の判断

1 所得税法36条は、所得の金額の計算上収入金額とすべき金額は、その年において収入すべき金額とする旨定めており、所得税法は、現実の収入がなくても、その収入の原因となる権利が確定した場合には、その時点で所得の実現があったものとして権利確定の時期の属する年分の課税所得を計算するという建前(いわゆる権利確定主義)を採用しているものと解される(最高裁昭

和●●年(〇〇)第●●号同53年2月24日第二小法廷判決・民集32巻1号43頁、最高裁昭和●●年(〇〇)第●●号同40年9月8日第二小法廷判決・刑集19巻6号630頁、最高裁昭和●●年(〇〇)第●●号同49年3月8日第二小法廷判決・民集28巻2号186頁)。したがって、本件インセンティブ再配分の全額を収入として計上すべきかどうかという本件の争点に対する判断に当たっては、本件インセンティブ再配分のうち原告が現実に払戻しを受けなかった部分について、その収入の原因となる権利が確定したといえるかどうかを検討する必要がある。

2(1) 本件インセンティブ再配分についての本件Y及び本件LLC契約書の定めは、次のとおりであるか、又は次のように解釈される。

ア(ア) 本件インセンティブ再配分は、本件ファンドから本件LLCへのインセンティブ配分を本件LLCの構成員に再配分するものであるが、本件ファンドから本件LLCへのインセンティブ配分は、本件ファンドの会計年度末において、当該会計年度中に本件ファンドのリミテッドパートナーに配分された純資本増価の超過額の20%相当額を本件LLCの資本勘定に再配分するものであり(本件Y13ページ第2段落(項目III「損益割当及びインセンティブの配分」の欄)及び25ページ項目VI第5段落(別紙1の1(3)))、本件インセンティブ再配分は、マスター・ファンド契約(本件ファンドに係るリミテッド・パートナーシップ契約と解される。)項目3.05(b)(本件Yの上記の内容と同様のものと推認される。)に従ってマスター・ファンドから本件LLCに割り当てられた分配額が、次に、構成員のインセンティブ割合に基づき、全構成員のX資本勘定に貸方計上されるものである(本件LLC契約書9ページ項目3.04(a)(iii)(別紙1の2(5)イ(ウ)))。これらによれば、本件インセンティブ再配分は、本件ファンドの会計年度末において、あらかじめ定められた計算方法や比率に基づき、ほぼ自動的に本件LLCの構成員に分配されるものといえる。

(イ) 本件ファンドから本件LLCへのインセンティブ配分は、その算定方法や配分がされなくなる場合の定め(本件Y項目III「損益割当及びインセンティブの配分」の欄(別紙1の1(3))及び項目VI(同(5)))によれば、本件ファンドの業績に応じた本件ファンドのゼネラルパートナーである本件LLCへの報償としての性質を有するものと解される。そして、インセンティブ配分は、本件LLCから本件ファンドに投資された資本に基づく純資本増加又は純益の配分とは異なるものとされている(本件LLC契約書項目3.01(h)(別紙1の1(3))参照)。

また、本件ファンドにおける各パートナーの資本勘定からの払戻しに関しても、各リミテッドパートナーによる資本勘定の払戻しについては、その時期や金額等に関する制限がある(本件Y項目III「払戻し」の欄並びに48ページ第1段落ないし第3段落及び49ページ第2段落(別紙1の1(10)ア))のに対し、ゼネラルパートナー(本件LLC)は、前年(前会計年度)までにその資本勘定に割り当てられたインセンティブ配分の金額を、いつでも当該資本勘定から払い戻すことができる(本件Y49ページ第4段落(別紙1の1(10)イ))ものとされている(ゼネラルパートナーがインセンティブ配分以外の資本勘定の払戻しをする際に制限があるかどうかは、本件Yからは明らかではないが、上記のようなインセンティブ配分に関する規定が特に設けられていることからすると、インセンティブ配分に関する規定が特に設けられていることが推認される。)。このよ

うに払戻しの時期及び金額に関する定めが異なっていることは、本件ファンドにおいてゼネラルパートナーに割り当てられたインセンティブ配分がその他の資本勘定に属する金額と分けて管理されていることをうかがわせる（特に、本件LLCが、前年までに割り当てられたインセンティブ配分をいつでも本件ファンドから払い戻すことができる旨定められていることからすれば、本件ファンドは、前年までの本件LLCに対するインセンティブ配分に相当する金額について払戻しや本件ファンドへの再投資の指示がない場合は、その金額に相当する現金を直ちに支払うことができるよう準備しておくべきことになるとはならないかと推察される。）。

イ 本件LLCにおいては、各構成員の持分は、V資本勘定、W資本勘定（Tメンバーのみ）及びX資本勘定に分けて管理されている（本件LLC契約書項目3.04(a)（別紙1の2(5)イ））。本件LLCの構成員が本件LLCに出資した金額は、原則として本件ファンドに対し出資されるが、このうち、少なくともW資本勘定に計上された金額については、本件ファンドに対する出資がされない（本件LLC契約書項目3.03(c)（別紙1の2(5)ア(ウ)）並びに3.04(a)(ii)及び3.06(c)（別紙1の2(5)イ(イ)）参照）。

ウ V資本勘定は、次の①ないし④に記載された事由により、記載された額増加し、⑤ないし⑦に記載された事由により、記載された額減少する（本件LLC契約書項目3.04(a)(i)（別紙1の2(5)イ(ア)））。

- ① 当該構成員の本件LLCへの現金出資（W資本勘定に計上される分を除く。）
- ② 当該構成員が本件LLCに出資する財産の公正市場価額
- ③ 本件LLC契約書項目3.06(a)に従い当該構成員のV資本勘定に貸方計上される金額
- ④ 本件LLC契約書項目3.06(b)に従い当該構成員のV資本勘定に貸方計上される金額
- ⑤ 本件LLC契約書項目3.06(a)に従い当該構成員のV資本勘定に借方計上される金額
- ⑥ 本契約に従い当該構成員のV資本勘定から当該構成員に分配される現金の金額
- ⑦ 当該構成員へ現物で分配される資産の公正市場価額

本件LLC契約書項目3.06(a)には、ファンド純益（各会計期間において、当該会計期間のファンド契約に従い、本件LLCの資本勘定に貸方計上される収入又は利益の額（本件LLC契約書項目3.01(g)））及びファンド純損（各会計期間において、当該会計期間のファンド契約に従い、本件LLCの資本勘定に借方計上される損失額（本件LLC契約書項目3.01(f)））は、当該日付（会計期間の最終日）現在で構成員のそれぞれのインベストメント割合に従い、全構成員のV資本勘定に貸方又は借方計上されるものとする定められている（別紙1の2(5)イ(ア)）。

エ X資本勘定について、本件LLC契約書には、本件ファンドから本件LLCに対するインセンティブ配分は、構成員のインセンティブ割合（本件LLC契約書項目3.05(b)（別紙1の2(5)イ(エ)））に基づき、全構成員のX資本勘定に貸方計上される旨定められている（本件LLC契約書項目3.04(a)(iii)（別紙1の2(5)イ(ウ)）参照）。なお、本件LLC契約書項目3.06(b)は、インセンティブ再配分が構成員のX資本勘定に貸方計上される旨定めているが、インセンティブ再配分がV資本勘定に計上されるかどうかについて定め

ていない（別紙1の2(5)イ(ウ)）。

オ 本件LLCの各構成員は、会計年度末又は全てのTメンバーが決定するその他の時点において、本件LLCの投資資本（インセンティブ再配分のうち、当該構成員に帰属する資本を含む。）のうち、当該構成員の持分の全部又は一部について、ファンドから払い戻す要請を本件LLCにさせることができる（本件LLC契約書項目4.03(a)（別紙1の2(7)ア)）。

(2) 前記前提事実(4)及び乙第13号証によれば、本件ファンド及び本件LLCの会計年度末が近づくと、毎年、Cの担当者が、原告に対し、本件インセンティブ再配分の見込み額を通知し、そのうちどの部分を払い戻すかを問い合わせさせてきていることが認められ、乙第13号証によれば、本件インセンティブ再配分のうち払戻しを請求しなかった部分の額について、原告は、以前は、本件ファンドに投資する旨の指示をしていたが、平成19年の数年前からは、そのことが暗黙の了解となり、明示的に再投資の指示をしなくても本件ファンドに投資されるようになったことが認められる。また、原告は、平成19年1月、Cの担当者から、2006会計年度分の本件インセンティブ再配分につき、円クラスと米ドルクラスにどのように配分するかを質問を受けたのに対し、その50%を払い戻した残余は全て円クラスに配分する旨指示している（前記前提事実(4)イ）。

また、前記前提事実(4)によれば、2005会計年度及び2006会計年度において、本件インセンティブ再配分のうち原告が払戻しを指示した額については、原告の指示した額が遅滞なく支払われていることが認められる。また、乙第15号証によれば、原告が本件LLCに対して払戻しを請求した額が支払われなかったことはないことが認められる。

(3) 本件では、ファンドの保有する財産が当該ファンドの持分を間接的に有する者の収入すべき金額に当たるかどうかという点が争点となっているが、一般的に、ファンドの財産が現に投資に充てられておりその価値が常に変動しているような場合（充てられることが予定されている場合も含む。）は支払を受ける権利が確定したとはいえないことから、本件インセンティブ再配分が配分の時から直ちに投資に充てられるものであるかどうかについて、本件Y及び本件LLC契約書の規定から検討する。

本件LLC契約書には、原告ら構成員が本件LLCの財産の持分として有する財産のうち、どの部分が本件ファンドにおける投資に充てられるのかを網羅的に定めた条項はなく（上記(1)イによれば、W資本勘定に計上された部分は本件ファンドにおける投資に充てられないことが認められ、本件LLCの構成員が有する本件LLCの持分全体が本件ファンドに対する出資に充てられるというわけでもない。）、また、X資本勘定に計上されたものが本件ファンドにおける出資に充てられるのであればその旨の定めが本件LLC契約書に置かれるのが自然であると解される（V資本勘定という名称及びV資本勘定は本来本件ファンドへ投資される資金が計上される勘定であること（本件LLC契約書項目3.03(c)（別紙1の2(5)ア(ウ)））からすると、V資本勘定に計上されたものは本件ファンドへの投資の対象となると解されるが、本件インセンティブ再配分については、わざわざ、V資本勘定と異なる勘定を設けてそこに計上されるとされていることからすれば、V資本勘定に計上されたものと異なる取扱いがされることが予定されているといえ、もしX資本勘定に計上されたものが本件ファンドへの投資の対象となるのであれば、その旨の定めが置かれるのが自然というべきである。）ところ、X資本勘定に計上された金額がそのまま本件ファンドにおける投資に充てられる旨の定めは見当たらない（かえって、乙第14号証の問5に対する回答には、「資本勘定に貸記されたインセン

ティブアロケーション（本件インセンティブ再配分）は、これが投資アカウントに回された場合」と記載されており、本件インセンティブ再配分が、何らかの経路を経て再投資されることをうかがわせる記載となっている。）。

なお、この点に関し、原告は、本件LLC契約書項目3.04(a)(i)の規定と3.06(b)の規定との間に不一致があると思われること（本件LLC契約書項目3.04(a)(i)は、V資本勘定が本件LLC契約書項目3.06(b)によりV資本勘定に貸方計上される金額によっても増加する旨定めているにもかかわらず、本件LLC契約書項目3.06(b)は、インセンティブ再配分がX資本勘定に貸方計上されることを定めるのみで、一定の金額がV資本勘定に貸方計上される旨の規定を置いていない。上記(1)ウ及びエ参照。）につき、このような法律技術的なさまつな欠陥を問題とすべきではない旨主張するが、原告の主張からは、その「欠陥」が具体的に何を指し、それをどのように合理的に修正して解釈すべきかは明らかではない。そこで、本件LLC契約書における上記不一致を解消するために何を修正すべきかについて検討すると、① 本件LLC契約書項目3.04(a)(i)の「本件LLC契約書項目3.06(b)に従い」という部分が誤っているとして同部分を削除するか、② 本件LLC契約書項目3.04(a)(i)の「V資本勘定に貸方計上される金額」という部分が誤っているとしてX資本勘定に貸方計上される金額がV資本勘定を増加させるという趣旨の定めを置くか、又は、③ 本件LLC契約書項目3.06(b)の本件インセンティブ再配分が「X資本勘定」に貸方計上されるという部分が誤っているとして本件インセンティブ再配分がV資本勘定に貸方計上されると定めるかのいずれかの修正が必要と考えられるところ、上記②の修正を加えるとすると別個の勘定であるX資本勘定とV資本勘定間の資金移動について定めた規定が本件LLC契約書中になくは不合理であることになるし、また、上記③の修正を加えるとすると、X資本勘定という項目がV資本勘定と分けて設けられた理由が失われてしまうことからすれば、この部分には、結局上記①のような修正を加えるべきであると考えられるが、そのように解すると、本件インセンティブ再配分がV資本勘定を増加させる根拠は失われてしまうのであり、結局、本件LLC契約書の項目3.04(a)(i)と項目3.06(b)の間にある不一致を合理的に解釈したとしても、これらの規定が、本件インセンティブ再配分が当然にV資本勘定を増加させる旨の定めになるとはいえない。さらに、原告は、本件インセンティブ再配分が、本件LLCの各構成員の投資資本（investment capital）を増加させるから、本件インセンティブ再配分が本件ファンドにおける投資の対象となる旨の主張をするが、本件LLC契約書には、本件インセンティブ再配分が「investment capital」を増加させる旨の規定はない（上記のとおり、本件LLC契約書の項目3.04(a)(i)には、本件インセンティブ再配分がV資本勘定（V資本Account）を増加させるかのように規定されているが、この規定によって、直ちに、本件インセンティブ再配分が本件ファンドにおける投資の対象となるといえるものでないことは上記説示のとおりである。）。

したがって、本件Y及び本件LLC契約書には、本件インセンティブ再配分が自動的に本件ファンドにおける投資に充てられることを定める趣旨の規定は置かれていないと解すべきである。

- (4) 上記(1)のとおり、本件インセンティブ再配分は、本件ファンドの会計年度末において、ほぼ自動的にその金額が確定し、原告に配分されるのであり、本件ファンドと本件LLCとの間及び本件LLCと原告との間で、その払戻しを請求できる額に制限を設けた約定はいずれも見

当たらない。また、前記前提事実(4)のとおり、Cの担当者が原告に対し本件インセンティブ配分の払戻額を尋ねる際に、本件インセンティブ配分額を告げたのみで、払戻額に何らかの制限がある旨を一切告げていない(乙第11号証及び第12号証には、払戻額に制限があることを告げるような内容は一切見当たらない。)ことからすれば、Cの担当者と原告の間では、本件インセンティブ再配分の払戻額に制限がないことが前提とされていると解される。さらに、原告が払戻しを指示した額については、その全額が支払われてきている。そして、上記(3)のとおり、本件Yも本件LLC契約書も本件インセンティブ再配分のうち払い戻されなかった額が自動的に翌会計年度において本件ファンドにおいて投資の対象となる趣旨を定めておらず、むしろ、上記(2)によれば、本件インセンティブ再配分のうち払戻しを請求しなかった部分については、原告が、毎年、明示又は黙示に再投資の指示をしていると解するのが相当であり(上記(2)のとおり、原告は、乙第13号証において、明示的には再投資の指示を行わなくなっていると供述しているが、他方で、平成18年分の本件インセンティブ再配分のうち払戻しを請求しなかった部分につき、円による投資をするのかドルによる投資をするのかを指示しているのであり、再投資には原告による何らかの指示が必要とされていることは明らかである。)、その結果として、本件インセンティブ再配分のうち、原告が払戻しを請求しなかった部分が、翌会計年度において投資の対象となっていると解するのが相当である。これらによれば、原告は、各会計年度における本件インセンティブ再配分の金額が確定した時点で、その全額の払戻しを請求することができ、かつ、本件インセンティブ再配分が自動的に本件ファンドにおける投資の対象となることはないと解され、本件インセンティブ再配分については、当該会計年度が終了した直後で現に払戻しを受け得る状態となる翌会計年度の初日の時点(別紙1の2(7)イ参照)で、その全額につき、支払を受ける権利が確定したというべきであり、その全額が、配当所得の収入すべき金額となるというべきである。

3 これに対し、原告は、以下のとおり主張する。

- (1) 原告は、本件インセンティブ再配分については、払戻しを請求することができる時期が制限されている(本件LLC契約書項目4.03(a)(別紙1の2(7)ア))ことからして、支払を受ける権利が確定したとはいえない旨主張するが、前記2で説示したとおり、本件インセンティブ再配分は、各会計年度末において支払を受ける金額が確定しており、その際に払戻しを請求しなかった部分については、原告の明示又は黙示の指示により、本件ファンドに再投資されていると認められるのであって、各会計年度末に払戻しの請求がされなかった部分についても、再投資の指示があった後は本件インセンティブ再配分の金額とはいえなくなっているのであるから、本件LLC契約書の上記定めは本件インセンティブ再配分に関しては事実上適用の余地がない(なお、本件インセンティブ再配分以外の資本勘定の払戻しを請求する際(本件Y48ページ第1段落(別紙1の1(10)ア)参照)には、本件LLC契約書の上記定めは適用されるのであり、この規定の意味がないということにはならない。)。したがって、本件インセンティブ再配分については、この定めを根拠に翌会計年度以降その払戻しを請求することができる時期が制限されているという関係にはなく、原告の上記主張は、その前提を欠く。
- (2) 原告は、K-1のN欄に「資本勘定」として本件インセンティブ再配分を含む金額が記載されていることから、本件インセンティブ再配分が本件ファンドにおける投資の対象になる旨主張する。しかし、本件インセンティブ再配分の性質については、前記2で説示したとおりであり、当然に本件ファンドにおける投資の対象となっているということとはできない。K-1の

N欄で「資本勘定」とされているものは、原文においては「capital account」という単語であるところ、本件Yにおいても、これと同じ「capital account」という単語が用いられ、資本勘定と訳されているが、前記2(1)アによれば、本件ファンドにおける本件LLCの資本勘定には、本件ファンドから本件LLCに対するインセンティブ配分が計上されることになっており、かつ、このインセンティブ配分に相当する部分は、資本勘定に計上された金額のうちの他の部分と異なる取扱いがされているとかがわれる(前記2(1)ア)ことからすれば、本件ファンドにおける本件LLCの資本勘定に計上された金額が一律に投資に充てられる金額となっているとまではいえないのであり、K-1のN欄の「資本勘定」という欄に記載された額も、これと同様に、直ちにその全額が本件ファンドにおける投資に充てられるとまではいえない。そして、他に、K-1のN欄に記載されたものの全体が、直ちに本件ファンドにおける投資の対象となっていると認めるべき事情も見当たらないことからすれば、原告の上記主張は失当である。

また、原告は、本件LLC契約書項目4.03(a)が、K-1のN欄に記載された金額の払戻しの手続を定めていると解されることから、本件インセンティブ再配分が本件ファンドにおける投資の対象とされていることが明らかであると主張するが、本件LLC契約書項目4.03(a)は、「投資資本」からの払戻しの手続について定めているところ(別紙1の2(7)ア)、この「投資資本」に相当する原文の単語は、「Invested Capital」であり、本件YやK-1のN欄で「資本勘定」を表す単語として用いられている「capital account」とは異なっているのであるから、本件LLC契約書項目4.03(a)が、直ちに、K-1のN欄に記載された金額と同一のものを対象とした規定であるかどうかは明らかではない。そして、本件LLC契約書項目4.03(a)においては、払戻しの対象である「投資資本」に本件インセンティブ再配分が含まれる旨の括弧書きがわざわざ付されていることからすれば、本件インセンティブ再配分は投資資本に含まれるとしても、他の部分とは異質なものであることが前提とされていると考えられることに加え、前記2(1)及び(3)のとおり、本件LLCにおいては、V資本勘定と別個にX資本勘定が設けられていることからすれば、本件インセンティブ再配分は本件ファンドにおける投資に充てられる財産(前記2(3)のとおり、その主なものはV資本勘定に計上された金額である。)とは異なる取扱いを受けているというべきである。これらによれば、本件LLC契約書項目4.03(a)は「投資資本」というV資本勘定に計上された額とX資本勘定に計上された額を包括する概念を用いてその払戻しについて定めているものの、このことは、V資本勘定に計上された額とX資本勘定に計上された額とで同様の払戻し手続を定めているということ以上の意味を持たないというべきであり、上記の点をもって、本件インセンティブ再配分が当然に本件ファンドの投資の対象となるということとはできない。

- (3) 原告は、本件インセンティブ再配分が本件LLCに対する「投資資本」となることの解釈を前提として、本件インセンティブ再配分の払戻し時期が限定され、その払戻し時期までは本件インセンティブ再配分はリスクにさらされていることからすれば、本件インセンティブ再配分は支払を受ける権利が確定したものとはいえないと主張するが、本件インセンティブ再配分が自動的に本件ファンドにおける投資に充てられるとはいえないことは上記のとおりであり、上記主張はその前提を欠き、本件インセンティブ再配分のうち払戻しを請求しなかった部分は、原告が明示又は黙示に再投資の指示をすることによって再投資されていると解するのが相当であるのも前記2(4)のとおりであることからすれば、上記主張は失当である。

- (4) 原告は、各会計年度のインセンティブ再配分がされた後、翌期にファンド純損が生じた場合、原告が払戻しを受けられる金額は減少するから、原告が支払を受ける権利が確定しているとはいえない旨主張するが、上記のとおり、原告は、各会計年度ごとに本件インセンティブ再配分の全額について払戻し又は再投資の指示をしていると解するのが相当であり、原告の主張するような事態は生じていないと考えられるし、仮に、これが生じたとしても、上記のとおり、本件インセンティブ再配分の金額は、そのままでは本件ファンドにおける投資に充てられる財産に含まれないと解するのが相当であることからすれば、そのような事態は、支払を受ける権利が確定した後に支払者の資力が失われて支払を受けられなくなったという場合にすぎず、このような可能性があることをもって、本件インセンティブ再配分の金額について支払を受ける権利が確定していないということとはできない。なお、乙第15号証において、原告は、一旦確定した本件インセンティブ再配分の金額が遡って変更されることがある旨供述するが、原告がその根拠として挙げる本件LLC契約書の条項は、項目3.07(c)であるところ、同項目は、その文言（同項目による修正が行われる場合の要件が抽象的であること等）によれば、通常の方法による配分が正義に反するような結果になる場合に公平の観点等から例外的に配分を修正できる旨を一般条項的に定めたものと解され、原告も、その条項による修正が行われたことがないと供述していること（乙15）からすれば、この条項を用いて本件インセンティブの金額が遡って修正されることがあり得るとしても、それは、一旦支払を受ける権利が確定した金額が、特別の事情により後に変更される場合であるというべきであって、このような可能性があることをもって、本件インセンティブ再配分の金額について支払を受ける権利が確定していないということとはできない。
- (5) 原告は、本件インセンティブ再配分の額について所得税法25条を準用すべきである旨主張する。しかし、これまで説示してきたとおり、本件インセンティブ再配分の額は、同法24条の配当所得に該当するというべきであり、みなし配当に関する同法25条を準用する余地はないというべきである。
- (6) 原告は、本件LLCは会社法の合同会社と同視すべきであり、本件インセンティブ再配分が行われた状態は合同会社における損益分配の段階（数字上の持分が確定した状態）であるから、本件LLCの構成員が利益配当請求を行わない限り、合同会社における配当所得課税は生じないと解すべきである旨主張する。しかし、本件LLCと会社法上の合同会社が同様のものであるとしても、本件インセンティブ再配分の額については、各会計年度末において、翌会計年度以降にその全額を払い戻すことができる状態になっていることは前述のとおりであり、会社法622条の損益分配の段階とは異なるのであるから、原告の主張は失当である。

4 本件各更正処分等の適法性について

以上によれば、本件インセンティブ再配分は、その全額が原告の配当所得に該当するというべきである。そうすると、原告の平成17年分及び平成18年分の所得税額及びそれに伴う過少申告加算税の額は、前記第2の3のとおりである（争点に関係する部分以外の所得税額等の計算については当事者間に争いが無い。）。これらによれば、原告の所得税に係る納付すべき税額は、平成17年分が2億0521万0100円、平成18年分が7億9070万5500円となり、これらは本件各更正処分に係る各年分の納付すべき税額と同額であるから、本件各更正処分は適法である。また、原告に課されるべき過少申告加算税の額は、平成17年分が998万5000円、平成18年分が3494万2000円となり、これらは本件各賦課決定処分に係る各年分の過少

申告加算税の額と同額であるから、本件各賦課決定処分は適法である。

第4 結論

よって、原告の請求はいずれも理由がないから棄却することとし、訴訟費用の負担について、行政事件訴訟法7条、民訴法61条を適用して、主文のとおり判決する。

東京地方裁判所民事第2部

裁判長裁判官 川神 裕

裁判官 内野 俊夫

裁判官 須賀 康太郎

本件ファンド及び本件LLCについて

1 本件ファンドについて

(1) 投資ファンドの目的について

本件ファンドに係る、2006年(平成18年)2月1日付けのY(Y(Y)。乙第9号証。以下「本件Y」という。)によると、本件ファンドは、Zリミテッド・パートナーシップとして設立され、●●●●年(平成●●年)●●月、日本企業に対し投資業務を開始した。

なお、本件ファンドの登録営業所は、英領西インド諸島ケイマン島、F、Nにある(本件Y2枚目項目I・A第1段落)。

(2) 本件ファンドと本件LLC及び原告との関係について

本件ファンドは、本件LLCをゼネラルパートナーとする(本件Y2枚目項目I・A第2段落)。

本件LLCの構成員は、本件LLCの完全な支配権を有しその経営、業務の執行等を行う構成員(以下「マネージングメンバー」という。)と、その他の本件LLCの経営等に参画しない構成員(以下「ノンマネージングメンバー」という。)に分けられ(本件LLC契約書3ページ項目2.01(a))、マネージングメンバーは、本件LLCを代表し、本件LLCの名義で活動する権限を有している(本件LLC契約書4ページ項目2.02)。

また、本件LLCには、議決権を有し、資本取引又はその他清算の事態に参加するT出資分と、議決権を有せず、資本取引又はその他清算の事態に参加しないa出資分の2種類の出資分がある(本件LLC契約書8ページ項目3.02)。

原告は、本件LLC契約書に、本件LLCのTノンマネージングメンバーとして署名しており(本件LLC契約書20ページの次ページ)、本件LLCにおいてTの出資分を保有し、本件LLCの議決権を有する構成員である(本件LLC契約書8ページ項目3.02)。

(3) 本件ファンドから本件LLCへのインセンティブ配分について

本件ファンドのゼネラルパートナーである本件LLCに対しては、本件ファンドから、業績に応じた利益配分を行うため、インセンティブの配分がされることとされており、おおむね以下のよう

に規定されている。

一般的に、ゼネラルパートナーは、ファンドの各会計年度末に、当該会計年度に当該リミテッドパートナーの資本勘定から出金される管理費用の額を超過し、当該会計期間にリミテッドパートナーの資本勘定に配分された純資本増価(会計年度中の特別投資に関してゼネラルパートナーが決定する実現された又は実現されたとみなされる損益を考慮に入れ、未実現の損益を除く。)の超過額の20%相当額をゼネラルパートナー自身の資本勘定に再配分(以下「インセンティブ配分」という。)させるものとする。リミテッドパートナーが会計年度末以外にファンドから払い戻す場合、当該年度のインセンティブ配分は、払い戻される資本勘定の部分について払い戻した日までを対象とする(本件Y13ページ第2段落(項目III「損益割当及びインセンティブの配分」の欄)及び25ページ項目VI第5段落)。

なお、インセンティブ配分は、本件ファンドから本件LLCへの業績配分を意味するものであり、本件LLCから本件ファンドに投資された資本に基づく、本件LLCへの純資本増価又は純益の配分は含まれない(本件LLC契約書7ページ項目3.01(h))。

(4) 本件ファンドからパートナーへの損益の配分について

本件ファンドの会計期間末には、特別目的媒体の未実現増価又は未実現減価以外の純資本増価又

は純資本減価の全額が、本件ファンドの当該期間におけるパートナーのそれぞれのパートナーシップ比率（本件ファンドの各会計期間の期首の各パートナーの資本勘定の金額を当該期間の期首における全パートナーの資本勘定の総額で割ることにより決定される。本件Y 2 5 ページ脚注 1 参照）に比例して全パートナー（ゼネラルパートナーである本件LLCを含む。）に配分される。

また、特別目的媒体において、所得又は損失が実現される又は実現されたとみなされるときは、当該所得又は損失の100%が各パートナーの持分に比例して全てのパートナーに配分され、当該会計期間の最終日に各パートナーの資本勘定に振り替えられる（本件Y 1 2 ページから1 3 ページ（項目III「損益割当及びインセンティブの配分」の欄）及び2 5 ページ項目VI第1段落）。

(5) 本件ファンドの損失のリミテッドパートナーへの配分について

本件ファンドからの損失の配分について、本件ファンドは、各リミテッドパートナーに損失回復備忘勘定（以下「損失回復勘定」という。）を設定し、会計年度中の各リミテッドパートナーの資本勘定に割り当てられた総純資本減価があれば、当該減価は、各会計年度末において、損失回復勘定に借方計上し（各リミテッドパートナーの管理費用の負担分を考慮に入れ、かつ特別投資からの実現された又は実現されたとみなされる全純損失を含める。）、損失回復勘定に借方計上された純資本減価を回復し終わるまでは、上記の当該リミテッドパートナーからゼネラルパートナーへのインセンティブ配分は行われぬ（本件Y 1 3 ページ第3段落及び第4段落（項目III「損益割当及びインセンティブの配分」の欄）並びに2 6 ページ第1段落及び第2段落（項目VI））。

(6) 本件ファンドに関する組織

ア マネージャー

本件ファンドは、デラウェア州のリミテッド・パートナーシップであるG（G。以下「マネージャー」という。なお、当該リミテッド・パートナーシップのゼネラルパートナーは、デラウェア州のリミテッド・パートナーシップであるH（H）及びデラウェア州の法人であるI（I）である。）と投資管理契約を締結しており、マネージャーは、本件ファンドのゼネラルパートナー（本件LLC）の方針及び管理の下、本件ファンドによる資本投資に責任を負う（本件Y 2 枚目項目I・A第2段落、2 3 ページ項目IV第1段落及び2 7 ページ項目VII第1段落）。

また、本件ファンドは、マネージャーに対し投資管理契約に従い管理費用を支払うこととされ、四半期分が前払される。かかる四半期ごとの管理費用の各リミテッドパートナーの負担分は、リミテッドパートナーの初期資本勘定の0.5%（年間では2%）相当額（これらの目的上、ゼネラルパートナーが決定する原価又は市場適正価値で評価される特別目的媒体が保有する資産を含む。）である（本件Y 1 3 ページ第6段落から1 4 ページ第1段落（項目III「管理費用」の欄）及び2 7 ページ項目VII第2段落）。

イ コンサルタント

マネージャーは、原告ほか1名により支配されている日本の法人であるK株式会社（K）とコンサルティング契約を締結している（本件Y 2 枚目項目I・A第2段落）。

ウ プライム・ブローカー

本件ファンドは、本件Y作成当時、L及びM（以下「プライム・ブローカー」と総称する。）を本件ファンドのためにプライム・ブローカーとしてのサービス提供をさせ、当該プライム・ブローカーは他の仲介企業を通して実行される本件ファンドの証券取引を清算・決済する（本件Y 4 3 ページ第2段落）。

エ アドミニストレーター

本件ファンドは、当該ファンドの業務執行を行うため、N（N。以下「アドミニストレーター」という。）との間で業務管理契約を締結し、アドミニストレーターは、当該業務管理契約に基づき、① 本件ファンドの各パートナーの登録の保持、② ファンドに対する追加資本拠出の記録、③ 各ファンド・パートナーの資本勘定における金額又は残高の計算、④ ファンドからの払戻しに関する管理業務の執行、⑤ ファンドの勘定並びにファンドの財務諸事の適切な遂行に必要な会計帳簿及びその記録の保持、ファンドの年度財務報告書の作成又は提出並びに本件ファンドの各パートナーへの当該財務報告書の提出、並びに、⑥ ファンドの業務管理に関係して必要なその他の全ての会計及び事務サービスを履行する（本件Y 4 4 ページ項目X II 第1段落）。

(7) 本件ファンドの会計年度について

本件ファンドの会計年度末は、12月31日とされる（本件Y 2 2 ページ第2段落（項目III「会計年度」の欄）及び45ページ項目X III）。

(8) 本件ファンドの会計期間について

本件ファンドの会計期間は、直前の会計期間の終了後、直ちに始まる。各会計期間は、① 各四半期の最終日、② 新パートナーの入会発効日の直前日、③ パートナーの資本拠出増額の発効日の直前日、④ 資本払戻しの発効日、⑤ あらゆる特別目的媒体の設立発効日の直前日、⑥ 特別目的媒体において投資が維持できそうにない又は売却がある場合に、パートナーへの割当て又は特別目的媒体において維持される投資の全部若しくは一部の払戻しをゼネラルパートナーが行う決定の実行日、又は、⑦ 本件ファンドが解散する日のいずれかの事項が発生した当日の営業が終わり次第終了する（本件Y 2 5 ページ項目VI第2段落）。

(9) 資本拠出について

ア 本件ファンドの出資の区分について

本件ファンドに対する出資は、米ドル建てのb出資金及び日本円建てのd出資金に分けられ、各シリーズごとに異なる持分として分別される。これらの各シリーズの違いは、指定通貨の種類及び最低引受金額が異なる点で、各シリーズの資産は、異なる通貨クラスに分かれて投資され、1つのシリーズの実績はその他のシリーズの実績と相関関係があるとは限らず、ある特定のシリーズの持分を有するリミテッドパートナーは、別のシリーズに生じた利益の配分を受けることはできず（本件Y 1 1 ページ第5段落から12ページ第1段落（項目III「出資金の募集」の欄）及び39ページ第4段落）、出資するシリーズにおいて実績面で差が生じることがある。

なお、本件ファンドは、当初米ドル建て（b出資金）の出資のみを募集していたが、2006（平成18）会計年度以降、日本円建て（d出資金）の出資についても募集を開始した（本件Y 9 ページ第3段落（項目III「ファンド」の欄）及び11ページ第5段落（同項目「出資金の募集」の欄））。

イ 本件ファンドに対する資本拠出額について

本件ファンドの各パートナーの資本勘定は、資本拠出ごとに、本件ファンドの帳簿上にそれぞれ開設され（本件Y 4 5 ページ項目X IV第4段落）、当該各資本勘定については、各会計期間の期首において、各パートナーの本件ファンドへの資本拠出額分が増加するほか、特別目的媒体が設立された場合の各パートナーの投資負担分だけ減少する（本件Y 4 6 ページ第2段落（項目X IV））。

また、各会計期間の期末に各パートナーの資本勘定は、① 本件ファンドの純資本増価分又は純資本減価分だけ増加又は減少し、② 当該各パートナーが保有する証券価値の増加分又は特別

目的媒体からパートナーの資本勘定に振り込まれた売却額だけ増加し、③ 当該パートナーの証券又は資本勘定から特別目的媒体に振り込まれた売却額だけ減少し、④ 当該パートナーが払い戻した金額又は当該パートナーに分配された金額分だけ減少し、並びに、⑤ 当該資本勘定に発生している管理費用の金額分だけ減少する（本件Y 4 6 ページ第2段落（項目XIV））。

(10) 資本勘定の払戻しについて

ア パートナーの資本勘定の払戻しについて

本件ファンドにおけるリミテッドパートナーは、資本勘定の全部又は一部（特別目的媒体の金額以外）を、一定の払戻凍結期間の経過後の各暦四半期の最終日に払い戻すことができる（本件Y 1 4 ページ第4段落から1 5 ページ第1段落及び同ページ第2段落（項目III「払戻し」の欄）並びに4 8 ページ第1段落及び第2段落）。

また、各リミテッドパートナーは、資本勘定の一部払戻しにより、一部払戻し後の資本勘定の価値総額が1 0 0 0 万ドル（b 出資金）若しくは1 0 億円（d 出資金）未満又は当該リミテッドパートナーの初期資本拠出金額に満たなくなる場合には、資本勘定の一部払戻しはできず（本件Y 1 5 ページ第3段落（同項目「払戻し」の欄）及び4 8 ページ第3段落）、特別目的媒体に配分されている資本に関しては、各リミテッドパートナーによる払戻しはできない（本件Y 1 5 ページ第4段落から1 6 ページ第1段落（同項目「払戻し」の欄）及び4 9 ページ第2段落）。

その他、パートナー又はその法定代理人が資本勘定から一定の投資額を払い戻す権利は、ケイマン諸島法に従う全てのファンド負債並びに偶発債務の準備金及び発生済みの費用や債務の見積額に関して、ゼネラルパートナー（本件LLC）が定める規定に服する（本件Y 5 0 ページ第6段落）。

イ ゼネラルパートナー（本件LLC）、によるインセンティブ配分の払戻しについて

ゼネラルパートナー（本件LLC）は、前年（前会計年度）までにその資本勘定に割り当てられたインセンティブ配分の金額を、いつでも当該資本勘定から払い戻すことができる（本件Y 4 9 ページ第4段落）。

2 本件LLCについて

(1) 本件LLCの設立について

本件LLCは、アメリカ合衆国（以下「米国」という。）デラウェア州の州法に基づき、●●●●年（平成●●●年）●●月●●日に同州の州務長官事務所に会社設立証明書を提出することにより設立された会社であり、その設立目的は、O（O）及び本件ファンドのゼネラルパートナーとしての任務を果たすことにある（本件LLC契約書iiiページの次ページ第2段落）。

なお、本件LLCは、我が国租税法（税法）上の外国法人に該当する。

(2) 本件LLCの構成員について

本件LLCの構成員は、前記1(2)のとおり、マネージングメンバーとノンマネージングメンバーに分けられる。

なお、本件LLCを代表し、本件LLC名義で活動する権限を有している本件LLCのマネージングメンバーは、コロラド州の法人であるP（P）及びデラウェア州のリミテッド・ライアビリティー・カンパニーであるQ（Q）である（本件Y 1 ページ項目I・A第2段落）。

(3) 本件LLCの会計年度について

本件LLCの会計年度末は、1 2 月 3 1 日とする（本件LLC契約書1 8 ページ項目8. 0 2）。

(4) 本件LLCの会計期間について

本件LLCでは、会計期間の最初の日を、① 各暦四半期の最初の営業日、② 資本の出資がされる日又は資本勘定に実質的な金額が比例按分方式によらずに貸方記帳される日、③ マスター・ファンドの会計期間の最初の日又は④ マネージングメンバーが適切であるとみなしたその他の日とし、また、会計期間の最後の日を、① 会計期間の開始日の前日、② 本件LLCの資本からの払戻し若しくは分配が行われる日又は資本勘定に比例按分方式によらずに実質的な金額が借方記帳される日、又は、③ マネージングメンバーが適切であるとみなす日としている（本件LLC契約書7ページ項目3.01(a)）。

(5) 本件LLCにおける各構成員の資本勘定について

ア 本件LLCへの各構成員からの資本の拠出については、本件LLC契約書項目3.03（8ページ）において、おおむね次のように規定されている。

(ア) 構成員は本件LLCに現金又は資産での追加出資をする義務を負わないものとする。（同項目(a)）

(イ) 構成員は、Tメンバーが全員一致で決定した総額を、その都度本件LLCに出資することができる。（同項目(b)）

(ウ) この項目3.03に基づく本件LLCへの出資は全額、構成員のV資本勘定（項目3.04(a)(i)に定義するとおり。）に貸方計上され、ファンドのゼネラルパートナーとしての本件LLCの義務に従い、ファンドに出資されるものとする。ただし、本件LLCの経費のために使われるとしてマネージングメンバーが指定した金額又はマネージングメンバーの独自の判断でファンドへの出資のための本件LLCの出資金の一部としてファンドに出資されない金額は、構成員のW資本勘定へ貸方計上されるものとする（項目3.04(a)(ii)に定義されているとおり）。（項目3.03(c)）

(エ) 構成員は、当該構成員の資本勘定のマイナスになった残高を元に回復させる義務を本件LLC及びその他構成員を負わないものとする。出資分について、本件LLCは、利息の支払はしないものとする。（同項目(d)）

イ 次に、本件LLC契約書の項目3.04においては、資本勘定についてV資本勘定、W資本勘定及びX資本勘定に区分して規定し、下記のとおり、構成員ごとに、本件LLCの帳簿上にV資本勘定及びX資本勘定が、それぞれ開設され（本件LLC契約書9ページ項目3.04(a)(i)及び同(iii)）、各構成員のうちTメンバーについては、V資本勘定及びX資本勘定のほか、W資本勘定が開設される（同号証同項目(a)(ii)）。

このうち、X資本勘定には、本件ファンドから本件LLCへのインセンティブ配分（前記1(3)参照）が、本件LLC契約書によって定めるインセンティブ割合に従って各構成員へ再配分（以下「インセンティブ再配分」という。）され、これが計上されるのであるが、X資本勘定を含むその他の各資本勘定についての規定はおおむね以下のとおりである。

(ア) V資本勘定（項目3.04(a)(i)）について

構成員ごとに、本件LLCの帳簿上にV資本勘定が開設されるものとし、かつ、項目3.03(c)及び項目3.04の規定に従って、維持・調整されるものとする。各構成員のV資本勘定には、次の金額が貸方計上される。すなわち、① 当該構成員の本件LLCへの現金出資額及び② 当該構成員が本件LLCに出資する財産の公正市場価額（1986年改訂内国歳入法（以下「法典」という。）752条に従い本件LLCが責任を負うとみなされる、当該財産により担保される債務金額を除く。）、ただし、項目3.03(c)に従い、①の金額の中で構成員

のW資本勘定に貸方計上される分は除かれる。各構成員のV資本勘定は、③ 項目3.06(a)及び④ 項目3.06(b)に従い、当該構成員のV資本勘定に貸方計上される金額だけ増加するものとする。一方、各構成員のV資本勘定は、次の金額が減額されるものとする、すなわち、⑤ 項目3.06(a)に従い当該構成員のV資本勘定に借方計上される金額、⑥ 本契約に従い当該構成員のV資本勘定から当該構成員に分配される現金の金額及び⑦ 当該構成員へ現物で分配される資産の公正市場価額(法典752条に従い当該構成員が責任を負うとみなされる当該資産により担保される債務金額を除く。)。各構成員のV資本勘定は、財務省規則項目1.704-1若しくは項目1.704-2又は本契約項目3.07に従い、マネージングメンバー全員による合理的な判断により要求されるその他の調整を反映するように、適正に調整されるものとする(本件LLC契約書9ページ項目3.04(a)(i))。

項目3.06(a)は、ファンド純益(各会計期間において、当該会計期間のファンド契約に従い、本件LLCの資本勘定に貸方計上される収入又は利益の額(本件LLC契約書7ページ項目3.01(g))。及びファンド純損(各会計期間において、当該会計期間のファンド契約に従い、本件LLCの資本勘定に借方計上される損失額(本件LLC契約書7ページ項目3.01(f))。は、当該日付(会計期間の最終日)現在で構成員のそれぞれのインベストメント割合に従い、全構成員のV資本勘定に貸方又は借方計上されるものとする旨定める(本件LLC契約書11ページ)。

(イ) W資本勘定(項目3.04(a)(ii))について

Tメンバーごとに、本件LLCの帳簿上にW資本勘定が開設されるものとし、かつ、項目3.03(c)及び項目3.04に従って、維持・調整されるものとする。各TメンバーのW資本勘定には、当該構成員による本件LLCへの現金出資金額が貸方計上されるものとするが、それは項目3.03(c)に従い、TメンバーのW資本勘定に貸方計上される金額である。各TメンバーのW資本勘定は、項目3.06(c)又は項目3.07に従い、当該TメンバーのW資本勘定に貸方計上される金額だけ増加するものとする(項目3.04(a)(i)に従い、考慮されなかった範囲で)。一方、各TメンバーのW資本勘定は、下記の金額が減額されるものとする、すなわち、① 項目3.06(c)又は項目3.07に従い、当該TメンバーのW資本勘定に借方計上される金額(項目3.04(a)(i)に従い、考慮されなかった範囲で)、② 本契約に従い、当該TメンバーのW資本勘定から当該Tメンバーに分配された現金の金額及び③ 当該TメンバーのW資本勘定から当該Tメンバーに現物で分配された資産の公正な市場価額(法典752条に従い当該Tメンバーが責任を負うとみなされる当該資産により担保されている債務額を除く。)(本件LLC契約書9ページ項目3.04(a)(ii))。

項目3.06(c)は、各会計期間の営業純益又は営業純損(各会計期間において、連邦所得税上、当該期間の本件LLCの課税所得又は損失(資本取引に起因する課税所得又は損失などが含まれるがそれに限らない。)に、当該期間の本件LLCの免税所得が加算され、さらに法典705条(a)(2)(B)の支出金額(財務省規則項目1.704-1(b)(2)(iv)(i)の趣旨の範囲内。)を減算した金額を意味する。ただし、営業純益又は営業純損は、インセンティブ配分、ファンド純益又はファンド純損に起因する収入、利益、損失又は控除の各項目別の金額には関係なく計算されるものとする。資本勘定が本契約項目3.04(b)に従い調整されるときには、その後実現する営業純益又は営業純損(並びに、収入、利益、損失及び減額の構成項目)は財務省規則項目1.704-1(b)(2)(iv)(g)上の原則に従い計算されるものとする(本件LLC

C契約書8ページ項目3.01(j))は、上記日付現在(会計期間の最終日)のそれぞれのオペレーティング割合に従い、TメンバーのW資本勘定に貸方又は借方計上されるものとする旨、及び上記にかかわらず、Tメンバーがそのオペレーティング割合に比例しない本件LLCの費用を支払うときには、当該費用の支払過剰分は、特別に当該メンバーに配分されるか、又は支払不足分は当該メンバーのW資本勘定に借方計上されるのみとする旨定める(本件LLC契約書11ページ)。

(ウ) X資本勘定(項目3.04(a)(iii))について

構成員ごとに、本件LLCの帳簿上にX資本勘定が開設されるものとし、かつ、本契約に規定されているとおり、維持・調整されるものとする。マスター・ファンド契約(本件ファンドに係るリミテッド・パートナーシップ契約と解される。)項目3.05(b)に従ったマスター・ファンドからの分配の割当て(マスター・ファンド契約に従って決定される当該割当て。)は本件LLCに分配されるが、次に、構成員のインセンティブ割合(本契約項目3.05(b)に定義されている。)に基づき、全構成員のX資本勘定に貸方計上されるものとする(本件LLC契約書9ページ項目3.04(a)(iii))。

項目3.06(b)は、会計期間中又は会計期間の終了時点で発生するインセンティブ再配分は、下記のとおり(Tメンバーは、会計期間の終了日現在のTメンバーそれぞれのインセンティブ割合に従う(本件LLC契約書11ページ項目3.06(b)(ii))。)、構成員のX資本勘定に貸方計上されるものとする旨定める(本件LLC契約書11ページ)。

(エ) インセンティブ割合(項目3.05(b))について

各Tメンバーの当初のインセンティブ割合は、次のとおりとする。

- a 各マネージングメンバーのインセンティブ割合は33と3分の1%とする。
- b 各ノンマネージングメンバーのインセンティブ割合は16と3分の2%とする。

Tメンバーの割合は、Tメンバー全員の合意によって訂正することができる。ただし、新たなaメンバーが本件LLCへの入社を認められた場合、当該aメンバーに付与される決定シェア割合は、① そのaメンバーが本契約項目5.01(a)の規定に従って入社を認められたときには、その時点で存在するTメンバーのインセンティブ割合のうちそれに比例する分を、② そのaメンバーが項目5.01(b)の規定に従って、入社を認められたときには、保証人となるTメンバーのインセンティブ割合のうち当該aメンバーの決定シェア割合に相当する分を減額するものとする。

Tメンバーに関するインセンティブ割合の合計は、① 100%から減算することの② 当該会計年度におけるaメンバー全員の決定シェア割合となる。例えば、会計年度ごとに、aメンバーの決定シェア割合が15%のときには、Tメンバーのインセンティブ割合の総合計は85%に等しくなる。全メンバーに係るインセンティブ割合の合計と決定シェア割合の合計を足した総合計は、常に100%に等しくなる(本件LLC契約書10ページ項目3.05(b))。

(6) 資本拠出(出資)について

本件LLCの各構成員は、Tメンバーが全員一致で決定した総額を、その都度本件LLCに出資することができ、各構成員の出資は全額、上記(5)ア及び同イ(ア)のとおり、当該構成員のV資本勘定に貸方計上され(マネージングメンバーが本件LLCの経費に充てるとした部分の金額については除かれる。)、本件ファンドのゼネラルパートナーとしての義務に従い、本件ファンドに出資される(本件LLC契約書8ページ項目3.03(b)及び(c))。

(7) 資本勘定等の払戻しについて

ア 本件LLC契約書における各構成員の払戻しについて

本件LLCの各構成員は、会計年度末又は全てのTメンバーが決定するその他の時点において、本件LLCの投資資本（インセンティブ再配分のうち、当該構成員に帰属する資本を含む。）のうち、当該構成員の持分の全部又は一部について、一又は複数のファンドから払い戻す要請を本件LLCにさせることを書面で選択することができ、当該払戻しにより受ける受取金は、本件LLC契約書項目4.04(c)及び4.05に従い、本件LLCが本件ファンドから受領する形で本件LLCに払い戻させる選択をする当該構成員に分配される。また、本件LLCに対する全ての払戻しの要請は、通知の時期、適用される払戻凍結期間、払戻しの要請に合致するような受取金の種類及び当該受取金の支払時期などを含む（しかし限定されない。）本件ファンドの諸条件を遵守しなければならない（本件LLC契約書14ページ項目4.03(a)）。

W資本勘定については、Tメンバー全員の合意なしに、当該TメンバーはW資本勘定からの払戻しはできないとされている（本件LLC契約書15ページ項目4.03(b)）。

イ インセンティブ再配分の払戻しの時期について

本件ファンドから本件LLCに対するインセンティブ配分及び本件LLCの構成員のインセンティブ再配分は、本件ファンド及び本件LLCの各会計年度末に発生し、本件LLCの各構成員のインセンティブ割合に従って各構成員のX資本勘定に貸方計上され（前記1(3)、上記(5)イ(ウ)、本件LLCの構成員は自らのX資本勘定に貸方計上された金額を本件LLCの会計年度末等に払戻しを請求することができる（上記ア）が、本件LLCはインセンティブ配分の額をそれが計上された翌会計期間に本件ファンドから払い戻すことができるとされており（前記1(10)イ）、本件LLCの構成員はインセンティブ再配分の金額を本件LLCが本件ファンドから受領することによって払戻しを受けるとされている（上記ア）ことからすると、インセンティブ再配分の額の払戻しを受けることができるのは、早くともインセンティブ再配分が計上された会計年度が終了した後であり、当該会計年度の翌会計年度の初日となる。

ウ 本件LLC契約書における分配及び払戻しの制限について

本件LLCからの分配及び承認された払戻しは、① デラウェア州法に従った本件LLCの全負債及び② 本件LLC契約書項目3.08に従った負債（予想される未払費用、債務又は臨時費用）のための準備金のため、本件LLCが定める規定に従うものとされる（本件LLC契約書15ページ項目4.05）。

本件各更正処分等の経緯（平成17年分）

（単位：円）

項目		確定申告	更正処分等	異議申立て	異議決定	審査請求	審査裁決
年月日		平成18年3月15日	平成20年6月30日	平成20年8月20日	平成20年10月17日	平成20年11月13日	平成21年11月6日
総所得金額	①	614,003,571	883,878,665	614,003,571	棄却	614,003,571	棄却
内訳	配当所得の金額	②	556,723,071	286,847,977		286,847,977	
	給与所得の金額	③	327,155,594	327,155,594		327,155,594	
所得控除の額の合計額		④	4,193,791	4,193,791		4,193,791	
課税総所得金額 (① - ④)		⑤	879,684,000	609,809,000		609,809,000	
課税総所得金額に対する税額		⑥	322,993,080	223,139,330		223,139,330	
定率減税額		⑦	250,000	250,000		250,000	
源泉徴収税額		⑧	117,532,950	117,532,950		117,532,950	
納付すべき税額		⑨	205,210,100	105,356,300		105,356,300	
過少申告加算税の額		⑩	9,985,000	0		0	

本件各更正処分等の経緯（平成18年分）

（単位：円）

項目		確定申告	更正処分等	異議申立て	異議決定	審査請求	審査裁決
年月日		平成19年3月14日	平成20年6月30日	平成20年8月20日	平成20年10月17日	平成20年11月13日	平成21年11月6日
総所得金額	①	2,269,211,188	3,213,604,276	2,269,211,188	棄却	2,269,211,188	棄却
内訳	配当所得の金額	②	2,327,153,088	1,382,760,000		1,382,760,000	
	給与所得の金額	③	886,451,188	886,451,188		886,451,188	
所得控除の額の合計額		④	2,223,451	2,223,451		2,223,451	
課税総所得金額 (①－④)		⑤	3,211,380,000	2,266,987,000		2,266,987,000	
課税総所得金額に対する税額		⑥	1,185,720,600	836,295,190		836,295,190	
定率減税額		⑦	125,000	125,000		125,000	
源泉徴収税額		⑧	324,569,300	324,569,300		324,569,300	
予定納税額		⑨	70,320,800	70,320,800		70,320,800	
納付すべき税額		⑩	790,705,500	441,280,000		441,280,000	
過少申告加算税の額		⑪	34,942,000	0		0	

(別紙4)

原告の平成17年分及び平成18年分の所得税額等の計算

1 平成17年分

(1) 総所得金額 8億8387万8665円

上記金額は、次のア及びイの各金額の合計額である。

ア 配当所得の金額 5億5672万3071円

上記金額は、原告が本件LLCから配分されたインセンティブの金額548万5401.24米ドル(乙第6号証。2004年参照)にR銀行公表の平成17年1月4日の対顧客直物電信買相場101.92円/米ドルを乗じた金額から、配当所得を生ずべき元本を取得するために要した負債の利子234万9023円(当該金額は、原告が17年分確定申告書に記載した配当所得を生ずべき元本を取得するために要した負債の利子の金額と同額である。)を控除した後の金額である(別紙5の「平成17年分」欄参照)。

イ 給与所得の金額 3億2715万5594円

上記金額は、原告が17年分確定申告書に記載した給与所得の金額と同額である。

(2) 所得控除の額の合計額 419万3791円

上記金額は、原告が17年分確定申告書に記載した所得控除の額の合計額と同額である。

(3) 課税総所得金額 8億7968万4000円

上記金額は、上記(1)の総所得金額8億8387万8665円から上記(2)の所得控除の額の合計額419万3791円を控除した後の金額(ただし、国税通則法118条1項の規定により1000円未満の端数を切り捨てた後のもの。以下同じ。)である。

(4) 納付すべき税額 2億0521万0100円

上記金額は、次のアの金額からイ及びウの各金額を差し引いた後の金額(ただし、国税通則法119条1項の規定により100円未満の端数を切り捨てた後のもの。以下同じ。)である。

ア 課税総所得金額に対する税額 3億2299万3080円

上記金額は、上記(3)の課税総所得金額8億7968万4000円に所得税法89条1項(平成18年法律第10号による改正前のもの。以下同じ。)の税率(経済社会の変化等に対応して早急に講ずべき所得税及び法人税の負担軽減措置に関する法律(平成11年法律第8号。以下「負担軽減措置法」という。)4条の特例を適用したもの。以下同じ。)を乗じて算出した金額である。

イ 定率減税額 25万円

上記金額は、負担軽減措置法6条2項(平成17年法律第21号による改正前のもの。)の規定により算出した定率減税額である。

ウ 源泉徴収税額 1億1753万2950円

上記金額は、原告が17年分確定申告書に記載した源泉徴収税額と同額である。

2 平成18年分

(1) 総所得金額 32億1360万4276円

上記金額は、次のア及びイの各金額の合計額である。

ア 配当所得の金額 23億2715万3088円

上記金額は、原告が本件LLCから配分されたインセンティブの金額2007万3778.04米ドル(乙第6号証。2005年参照)にR銀行公表の平成18年1月4日の対顧客直物電信売相場と対顧客直物電信買相場の仲値115.93円/米ドルを乗じた金額である(別紙5の「平

成18年分」欄参照)。

イ 給与所得の金額 8億8645万1188円

上記金額は、原告が18年分確定申告書に記載した給与所得の金額と同額である。

(2) 所得控除の額の合計額 222万3451円

上記金額は、原告が18年分確定申告書に記載した所得控除の額の合計額と同額である。

(3) 課税総所得金額 32億1138万円

上記金額は、上記(1)の総所得金額32億1360万4276円から上記(2)の所得控除の額の合計額222万3451円を控除した後の金額である。

(4) 納付すべき税額 7億9070万5500円

上記金額は、次のアの金額からイないしエの各金額を差し引いた後の金額である。

ア 課税総所得金額に対する税額 11億8572万0600円

上記金額は、上記(3)の課税総所得金額32億1138万円に所得税法89条1項の税率を乗じて算出した金額である。

イ 定率減税額 12万5000円

上記金額は、負担軽減措置法6条2項(平成17年法律第21号による改正後のもの。)の規定により算出した定率減税額である。

ウ 源泉徴収税額 3億2456万9300円

上記金額は、原告が18年分確定申告書に記載した源泉徴収税額と同額である。

エ 予定納税額 7032万0800円

上記金額は、原告が18年分確定申告書に記載した予定納税額と同額である。

配当所得の金額

項目	年分	平成17年分	平成18年分
インセンティブ配分額(米ドル)	①	米ドル 5,485,401.24	米ドル 20,073,778.04
為替レート	②	円/米ドル 101.92	円/米ドル 115.93
インセンティブ配分額(円) (① × ②) (配当等の収入金額)	③	円 559,072,094	円 2,327,153,088
配当所得を生ずべき元本を取得 するために要した負債の利子	④	円 2,349,023	円 0
配当所得の金額(③-④)	⑤	円 556,723,071	円 2,327,153,088

(注) 上記②の為替レートは、平成17年分については、R銀行(合併前のS銀行)公表の平成17年1月4日の対顧客直物電信買相場(TTB)により、平成18年分については、同銀行公表の平成18年1月4日の対顧客直物電信売相場と対顧客直物電信買相場の仲値(TTM)による。